

肺炎球菌ワクチン予防接種費用の助成について

大紀町では、平成22年4月1日より高齢者等の肺炎球菌が原因の肺炎の予防対策として、肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部を助成します。予防接種費用の助成について、下記のとおりご案内いたします。

1、助成の対象者

町内に住所を有し、平成22年4月1日以降に肺炎球菌ワクチン予防接種を受けた方で、またはのいずれかに該当する方

満65歳以上の方

接種日に満年齢に達していること

65歳未満の方で、慢性心疾患、慢性呼吸器疾患、慢性腎不全、糖尿病、脾臓摘出、肝臓病等のため主治医が予防接種を必要と認めた方

上記に関わらず、被用者保険または国民健康保険適用分に係る接種対象者については、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

2、助成額及び助成回数

・助成額……3,000円

・助成回数……1人につき1回限り

肺炎による死亡者の95%以上が65歳以上

です。肺炎の最も多い原因は肺炎球菌です。

インフルエンザシーズンにおいては55%が肺炎球菌による肺炎です。

このワクチンは1回の接種で5年以上効果が持続します。

<助成金交付の流れ>

肺炎球菌ワクチン予防接種の助成対象者

肺炎球菌ワクチン予防接種を実施している医療機関に予約をし、予防接種を受ける

予防接種費用を全額支払う

予防接種の費用は医療機関によって異なり、8,000～9,000円前後かかります。その際に必ず「肺炎球菌ワクチン予防接種領収書」(被接種者名・接種日・金額・肺炎球菌ワクチン予防接種であることがわかるもの)を発行してもらう。

役場及び支所・出張所に助成金の交付申請書類を提出する

「大紀町肺炎球菌ワクチン予防接種費助成金交付申請書兼請求書」(大紀町役場健康福祉課及び各支所・出張所の窓口にあります。大紀町ホームページからもダウンロードできます。)に必要事項を記入する。

持ち物:「肺炎球菌ワクチン予防接種領収書」(原本)・印鑑・振込先がわかる物

接種日年度中に交付申請書類を提出ください。接種日年度を越えた場合、書類を提出されても助成は受けられませんので、ご注意ください。

申請時に指定された口座に助成金 3,000 円が振り込まれる